

## 簡易水道事業の上水道事業への統合について

### 1 事業統合の経緯

本市は、小規模な飲料水供給施設を含めた簡易水道事業等を多数有しております、その数は全国でも上位に位置しています。

本市の簡易水道事業等は、その施設の多くが中山間地域に点在しているため給水効率が悪く、運営経費も割高となっています。

このように本市の簡易水道事業等は経営基盤が脆弱であることから、事業の統合化・広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっていました。

このため、本市は、国（厚生労働省）による簡易水道施設整備に係る国庫補助金交付要綱等の改正※を受けて、平成 28 年度末までに簡易水道事業等を上水道事業へ統合する「簡易水道事業統合計画書」を策定し、22 年 3 月に国に提出して承認を受けています。

\*簡易水道施設整備に係る国庫補助金交付要綱等の改正

厚生労働省は、平成 19 年 6 月に簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、簡易水道の統合を重点的に促進するため、国庫補助制度の改正を行いました。主な改正内容は、簡易水道統合整備計画（基本的に同一市町村内の簡易水道事業を 28 年度までに他の水道事業に統合する計画）を 21 年度末までに策定し、厚生労働省が承認した場合、国庫補助対象の事業と認めるというものです。

### 2 事業統合の現状と諸課題

本市の上水道事業は、水道法による国（厚生労働省）の認可を受けて経営を行っており、簡易水道事業等を上水道事業へ統合することに伴う経営変更認可を平成 27 年 3 月 31 日に受けています。このことにより、平成 29 年 4 月 1 日から鳥取市のはば全域を上水道事業として経営す

ることとなります。

現在、上水道事業への統合に向けて、簡易水道施設整備事業を市農村整備課が実施しています。その整備事業の一部は、水道局が事務委任を受けており、27・28年度は年間6億円以上の事業を実施する予定としています。なお、整備事業の事務委任は23年度から受けており、これまで年間3億円～5億円の事業を実施してきました。

また、事業統合にあたっては様々な課題があります。今後の主な課題としては、①事業統合に伴う水道料金の統一、②事業統合後の水道局の組織体制(職員配置・管理体制)、③事業統合後の運営経費の不足分の一般会計からの繰り入れ制度の決定があります。これらの課題を解決するため、水道局と関係市長部局とで事業統合に関する事務調整を行っています。

(参考)

水道の種類

種 別	内 容
水 道 事 業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が百人以下を除きます。
上水道事業	給水人口が5千人を超える水道事業
簡易水道事業	給水人口が5千人以下の水道事業
飲料水供給施設	給水人口が百人以下の人の飲用に供する水を供給する施設